

## 議案第29号

愛西市職員の給与に関する条例及び愛西市一般職の任期付職員  
の採用等に関する条例の一部改正について

愛西市職員の給与に関する条例及び愛西市一般職の任期付職員の採用等  
に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和4年5月30日提出

愛西市長 日 永 貴 章

### 提案理由

この案を提出するのは、令和3年8月10日に出された人事院の国会及び  
内閣に対する給与改定に関する勧告等に鑑み、職員及び特定任期付職員の期  
末手当を改定することに伴い、改正する必要があるからである。

愛西市職員の給与に関する条例及び愛西市一般職の任期付職員  
の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(愛西市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 愛西市職員の給与に関する条例（平成17年愛西市条例第45号）  
の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「100分の127.5」を「100分の120」  
に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の120」  
に、「100分の72.5」を「100分の67.5」に改める。

(愛西市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第2条 愛西市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成23年愛西  
市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「100分の127.5」を「100分の120」に、  
「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の  
愛西市職員の給与に関する条例第20条第2項（同条第3項又は第2条の  
規定による改正後の愛西市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第9  
条第2項の規定により読み替えて適用する場合並びに愛西市パートタイム  
会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年愛西市条例  
第27号。以下この項において「会計年度任用職員条例」という。）第13  
条において準用する場合を含む。）及び愛西市職員の給与に関する条例（以  
下この項において「給与条例」という。）第20条第4項から第6項まで  
（愛西市職員の育児休業等に関する条例（平成17年愛西市条例第37号）  
第16条の規定により読み替えて適用する場合並びに会計年度任用職員条  
例第13条において準用する場合を含む。）若しくは第26条第1項から  
第3項まで若しくは第6項又は愛西市公益的法人等への職員の派遣に関

する条例（平成17年愛西市条例第33号）第5条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日（同日前1箇月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日）における次の各号に掲げる職員（給与条例又は会計年度任用職員条例の適用を受ける者をいう。以下この項において同じ。）の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

- (1) 再任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。次号において同じ。）以外の職員
- 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合
- ア イに掲げる職員以外の職員 127.5分の15
- イ 愛西市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第7条第1項に規定する特定任期付職員 167.5分の10

- (2) 再任用職員 72.5分の10

（委任）

- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。